



# 郵政産業ユニオン TOKYO

● 発 行 ●  
 郵政産業労働者ユニオン  
 東京地方本部  
 発行責任者 鶴島 一広  
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3  
 京橋通郵便局 5F  
 TEL・FAX 03-3535-5447  
 piwutokyo@yahoo.co.jp

## —最繁忙期、職場の労働条件の改善めざして— 年繁要求書を提出・交渉中



東京地本は10月23日、各支部からの要求を集約し「年末年始繁忙要求書」を提出しました。要求は、年末始繁忙関係21項目、一般関係8項目の要求となりました。以下抜粋しながら今年度の年末繁忙要求について説明します。

要求は各支部・局所段階での交渉ルールの徹底を求めました。13項目の説明と意思疎通はルール上決まっていることです。各支部で年繁要求の取り組みと併せ、当局からの説明を求めてください。

第2に、年賀はがきの販売、施策ゆうパックの販売など「営業問題」です。年賀はがき発売日に「金券ショップ」に年賀はがきが持ち込まれ売られている状態をどうするのか！こうした事態が生まれる原因を会社はどう考え是正しようとしているのか！本社施策として「金券ショップ」対策が出ていますが、持ち込みがなくなるとは到底思えません。

販売目標枚数が高すぎることや、独占商品を部内で競争しあつて販売していること。その結果、年賀はがきの価値が下がっていることを重大な問題として是正するよう強く求めています。また、カタログ施策ゆうパックについても個数目標から販売額へと変更になり郵便局の利益がどのよう

に出ているのか会社は明確な説明ができない状態です。自爆営業の問題もあり、カタログゆうパックの利益の流れをさらに追及していきます。

第3は、年繁の要員と労働条件の問題です。期間雇用社員(短期)の確保はできているのか？立ち作業は健康上の問題、連続出勤日数の問題、1月2日、3日の週休・非番指定の問題。ゆうパック対策、輸送容器の不足問題など具体的な業務運行と年繁の労働条件にかかわる問題について改善を求めていきます。

最後に、一般関係の問題として、東京多摩と新東京で多発している労働災害の防止に

向けての要求。勤務時間管理の問題として、職場で一向に無くならないただ働きサービス労働の問題。休憩時間の見直しによつて実質的にはく奪されている15分の休憩時間の再見直しを求め、さらにDossによる勤務時間管理と賃金措置の問題についても追及していきたいと思ひます。

### 大会要求交渉では・・・

10月17日、東京支社にて第2回大会要求の交渉と意見交換を行いました。冒頭、委員長から台風に対する安全最優先の業務運行の申し入れに対する支社の不誠実対応の問題、要求に対する回答の遅さの問題については是正を求め繁忙期の誠意ある対応と意思疎通を要請しました。

具体的には、年繁要求にも出ている「営業問題」「勤務時間管理の問題」「祝日出勤の際の代休・賃金の選択権の問題」「改正労働契約法の問題」「労働安全と防災対策の問題」の5項目について意見交換を行いました。

意見交換に先立ち、要求項目の交渉整理を行いました。その中で王子、西部、多摩地方の3支部について、いまだに設置されていない組合事務室



今年も発売日に金券ショップに年賀はがきが並ぶのか？毎年、繰り返されるこの状況を会社はどう考えているのか▼組合本部との交渉で会社側は、「実需に基づかない自社商品の買取りをしてはならない」「管理者が買取りを迫る行為はパワハラにあたる」絶対にあつてはならないと言ふ、しかし現場では、管理者が連日販売目標を連呼し目標値は勤務時間内では絶対に達成できるものではない▼親兄弟・親戚・友人に頼み、商品代金を立て替え休日に届ける、これはタダ働き▼組合員に近所の方が年賀はがきの注文を取りに来たので話を聞いたら「息子が集配の期間雇用社員で働いていて正社員になるには年賀8千枚の目標達成が必要と言われ、近所に声をかけている」と▼家族・親戚を巻き込んでの年賀販売が行われているのは、目標とその追及が原因であり、会社があつてはならないという「コンプライアンス違反が全国の職場に蔓延している」業務改善命令を発令せよ。

(山形)

## 福島・南相馬ボランティア 多額の募金に感謝

9月23日～25日に福島県の南相馬市に昨年に続いてボランティアにいらしてきました。今回は昨年も参加したメンバー4人です。他にも参加を予定していた人がいたのですが、急な用事や体調不良等で4人になりました。このボランティアに向けて練馬局に働く労働者と郵政産業ユニオン東京地本の支部代表者会議で募金を訴えました。その結果、約90名から83、761円集まり、7万円はボランティアセンターが被災者のために米、水を買うことに活用してもらい、残りの1、3761円は、私たちが使用した車のガソリン代、高速道路料金代とさせていただきます。多くの人が募金に協力してくれてありがとうございました。

練馬支部 吉沢利夫



の扱いを3支部とも設置の方向で対応を統一するよう要請しました。

今後の問題として、今回の要求項目に挙げた改正労働契約法について各支部での調査を要請してありますが、正規・非正規での多くの格差が職場には存在します。調査をもとに具体的な改善項目として精査の上、的確な要求として提出していきたいと思えます。各支部での調査へのご協力をお願いします。

# 会社は社員の命と健康を守れ!

「富田裁判」証人尋問11月22日13:20~17:00 地裁526号法廷 傍聴参加を!

富田良子さんの損害賠償請求裁判は、提訴から約2年がたち、やっと証人尋問がおこなわれることになりました。

証人尋問で富田さんは、郵政民営化を前後して民営化の準備など集中的な激務と労働環境の悪化のもと、長時間・過重労働によつて頸肩腕症候群を発症しました。会社はその間何ら健康への安全配慮もせず、症状を悪化させたことを立証します。

会社側からは、当時の担当課長2人が証人に立ちます。郵政産業労働者ユニオン

東京特定局支部は、富田さんが働く江東東雲郵便局の人員不足による長時間労働の改善を求めて、2006年から数回に渡つて東京支社へ必要な労働力の配置を要求してきました。しかし

東京支社は、実状を承知しながら改善のための対策をほとんど取つてきませんでした。結果、長時間過密労働が重なり、2008年5月に頸肩腕症候群と診断さ

れました。

3年6ヶ月に及ぶ病休、休職を経て2012年1月やっと職場復帰をすることができましたが、まだ完全に治つたわけではなく今も治療を続けています。病気の発症は2007年の郵政民営化前後の事務繁忙と役職者として業務が重なり、過重労働が原因でした。

2011年11月、郵便局会社に対して富田良子さんの頸肩腕症候群は会社の安全配慮義務違反であると損害賠償を求めて提訴しました。



## 仕事量が増えるばかりだ!

―あれから3週間―

練馬支部機関紙359号

速達一号便、いわゆる早番が廃止されて三週間が経ちます。

これまででは、通配者が交付された速達やレターパックなどを居住確認し、午前の通配で配達できそうな箇所の速達類を持ちだしていただきました(この併配自体問題

でしたが、速達区の範囲が広く午前中に配達ができな

速達類を配達しなくてはならなくなり、速達ならば、午前に行くところならば問題はなかったところ

ですが、午後の分も午前中に配達しなければならなくなり、その分の通配が以前よりも進まなくなっています。

また、従来は配達しなかったEMSや、午前中の配達厳守が求められる時間帯指定ゆうパックも扱うよ



なっています。扱う物は増える一方であり、どうかしてほしいという声があがっています。10月も下旬になり、年末が近づくにつれ物数の増加、特にカレンダーなどの定型外が増加し、ますます配達が多忙を極めることは明らかです。今のうちに何らかの手を打つ必要があります。

即ち、今まで通配者が配つていた三日配を含めた小物ゆうパックをゆうパック部に戻す、組みたてゆうメイ

### 当面の行動日程

- 11月10日 秋の学習会
- 11月14日 13秋年闘争中央行動
- 11月16・17日 はたらく女性の中央集会
- 11月21日 大橋裁判(再雇用拒否)
- 11月22日 富田裁判(損害賠償)
- 11月28日 NO!TTP郵政公共サービスを守る院内集会
- 12月7日 東京全労協大会